

軽専用第一号様式及び軽専用第二号様式を次のように改める。

輕專用第一号様式〔自動車検査証記入申請書〕(第三条関係)

[illegible]

備考 使用者は、氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

(日本工業規格A列4番)